

平成22年6月28日

中央労働委員会事務局 第一部会担当審査総括室 審査官 櫻井 恵治 Tel 03-5403-2169 Fax 03-5403-2250
--

日本レストランシステム不当労働行為再審査事件
〔平成21年（不再）第35号〕 命令書交付について

中央労働委員会第一部会（部会長 諏訪 康雄）は、本日、標記事件に係る命令書を関係当事者に交付したので、お知らせします。

命令の概要等は、次のとおりです。

～アルバイト社員の労働条件を巡って正当な理由なく団交拒否がなされた事案～

レストランチェーン店のアルバイト社員である組合員Aの労働条件等を議題とする団体交渉の申入れに対し、会社が業務多忙等を理由に団体交渉に応じなかったことは、団体交渉拒否に該当する不当労働行為である。

1 当事者

再審査申立人：日本レストランシステム株式会社（「会社」）〔東京都渋谷区〕

社員約1,000名及びアルバイト約5,000名（22.3.16現在）

再審査被申立人：全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（「組合」）

組合員数約1,800名（21.9.28現在）

2 事案の概要等

- （1）本件は、各種レストランチェーン店の経営を業とする会社が、20年12月22日付けで組合が行ったアルバイト社員である組合員Aの労働条件等を議題とする団体交渉（「団交」）申入れに対して、「業務多忙につき、大阪に赴き交渉する余裕がない」等とした回答書を送付し、組合からの電話において組合の要求事項に応じる義務がない旨述べるなど、団交に応じなかったことが、不当労働行為に当たるとして、21年1月8日、組合から救済申立てがあった事件である。
- （2）初審大阪府労働委員会は、組合が行った20年12月22日付け団交申入れに対する会社の対応は、正当な理由のない団交拒否であって、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であるとして、その後、団交が開催され協定書が成立し、組合員Aが退職したとしても、組合の救済利益は失われないとして、会社に対し、本件不当労働行為について文書手交を命じた。
- （3）会社は、これを不服として、21年10月8日、再審査を申し立てたものである。

3 命令の概要等（初審命令を維持）

（1）命令主文

本件再審査申立てを棄却する。

（2）判断要旨

ア 組合からの団交申入れに対する会社の対応は、労組法第7条第2号（団体交渉拒否）の不当労働行為に当たるか。

組合からの団交申入れに対し、会社は、業務多忙につき、大阪に赴き交渉する余裕もないため、団体交渉に応じる義務はないと考えていること、組合員Aの業務シフトについては、会社に問題があるとは考えていないので、組合の要求には応じかねることを文書で回答した。また、組合からの電話に対し、会社人事部長は、組合からの要求事項に応じる義務はないと考えている旨述べている。以上のことからすると、会社は、組合の存在を軽視し、これを拒否する姿勢を明確にしたものといわざるを得ない。加えて、再度、団交開催を申し入れる旨等を記載した書面に対しても何らの返答を行っていないことからみても、会社に本件団交拒否に正当な理由があるということとはできず、不当労働行為に当たる。

イ 本件については、その後、団交が開催され協定書が成立し、組合員Aが退職しているが、なお救済の利益は存在するといえるか。

①団交申入れに対する会社の対応は、団交拒否の不当労働行為に該当すること、②21年3月に至って団交が開催され、協定書が成立したとしても、当然には労使関係の秩序は回復されるものではなく、特に本件においては、分会要求書にある「組合員Aの契約時の労働条件を履行すること」に関して、早急に団交により解決を図る必要性があったにもかかわらず、会社の団交拒否により適切な時期における交渉の機会を喪失したものであり、本件団交拒否の不当労働行為該当性を確認することに意義があること、③さらに、会社主張のように組合員Aの退職を理由として救済利益が失われたとするならば、団交拒否を継続することにより、会社が不当に組合との団交を回避する事態を生じかねないことから、本件において救済利益は失われたとする会社主張は採用できない。

会社内における組合員の存否は明らかではないものの、組合が被った組合員Aの労働条件等につき団交の機会を喪失したという被害を回復させ、会社の不当労働行為責任を明確にする必要があることから、本件命令主文のとおり文書手交を命ずるのが相当である。

【参 考】本件審査の状況

- ・初審救済申立日 平成21年 1月 8日(大阪府労委平成21年(不)第1号)
- ・初審命令交付日 平成21年 9月28日
- ・再審査申立日 平成21年10月 8日